

尾道市勤労者体育センターご利用案内

尾道市勤労者体育センターは、みなさんの余暇を健康で豊かな生活と明るい社会づくりができることを目的とし、その活動の場としてご活用ください。

◆利用時間

- 月～金曜日は、17時から21時まで
- 土曜日は、9時から21時まで
- 日曜日、スポーツの日・勤労感謝の日は、9時から17時まで

◆休館日

- スポーツの日、及び勤労感謝の日を除く祝日
- 8月15日及び12月28日から翌年1月4日までの日
- その他市長が特に必要と認めた日

◆利用料金

区分	使用料(1時間)
体育室 全面	840円
体育室 半面	420円
ミーティング室	160円
小体育室	260円

※体育室全面を

1日使用(9～17時または13～21時)の場合、5,040円

半日使用(9～13時または13～17時または17～21時)の場合、2,520円

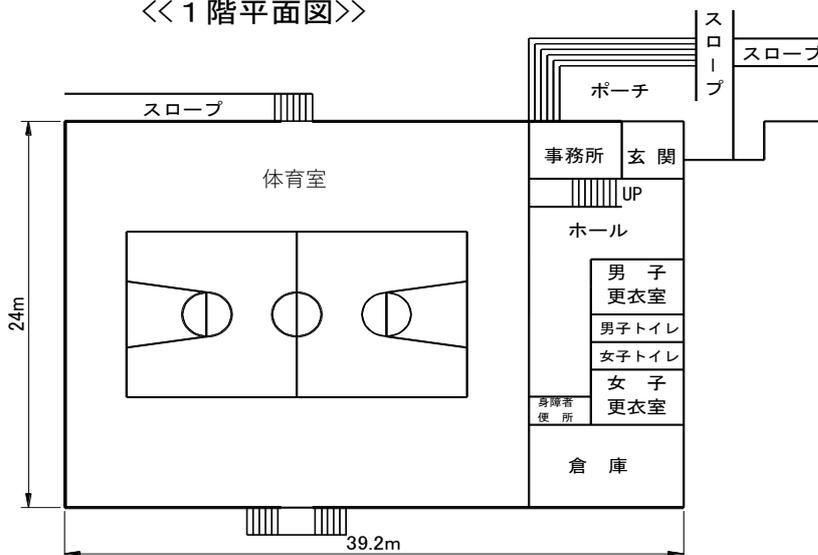
※尾道市に住所、勤務先または団体事務所がない場合は、2倍の料金になります。

◆利用するには

- 利用の申込みは、体育センター備え付けの用紙に必要事項を記入し、申し込んでください。
- 申込みは、利用の2ヶ月前から前日までです。(但し、当日でも利用がなければ受付ができます。)□
- 利用料は利用許可の際、前納していただきます。

◆施設内容

<< 1階平面図 >>



<< 2階平面図 >>



●1階

- 体育室 792.000㎡(24m×33m)
- バレーボール練習用2面、試合用1面
- バドミントン練習用、試合用2面
- バスケットボール練習用2面、試合用1面

●2階

- 小体育室 78.435㎡
- ミーティング室(10人～15人)30.000㎡
- 階段室ホールその他 48.435㎡

利用の心得

- 利用のときは許可書を提示し係員の指示に従って安全に利用して下さい。
- 利用時間は固くお守り下さい。利用時間には準備及び原状回復に要する時間を含みます。
- 利用が終わったときは、ただちに使用した器具を返還し、清掃して終了の確認を受けて下さい。
- 運動に適した服装と館内は土足厳禁ですから、体育館専用のゴム底運動靴を用意して下さい。
- バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン等のラケット、球などは利用者各自で用意して下さい。
- 体育器具類などは無断で使用しないで下さい。
- フロアの上では特に器具類の取り扱いに注意して下さい。又机、椅子などを使用するときは事前に係員に相談して下さい。
- 建物などを損傷した場合は直ちに係員に届け出て下さい。
- 窓、壁などへの釘打ち、貼紙をすることはお断りします。
- 飲食は定められた場所(ロビー)以外ではできません。
- 館内では物品の販売又は飲酒はできません。
- 公の秩序又は善良な風俗をみだし、利用規則に反すると認められる場合は入場又は利用を取り消します。
- その他体育センター係員の指示に従って下さい。

予約・お申込は

尾道市勤労者体育センター

〒722-0032 尾道市西土堂町18-5

TEL/FAX (0848) 25-4889

- 受付時間 ■月～金曜日は、17時から21時まで
■土曜日は、9時から21時まで
■日曜日、スポーツの日・勤労感謝の日は、9時から17時まで
- 休館日 ■スポーツの日・勤労感謝の日を除く祝日
■8月15日及び12月28日から翌年1月4日までの日
■その他市長が特に必要と認めた日

尾道市勤労青少年ホーム

TEL/FAX (0848) 22-5396

- 受付時間 ■月曜日～金曜日：9時～17時
- 休館日 ■土曜日・日曜日・祝日・12月28日から翌年1月4日までの日